

貨物集配中の貨物車のトラックベイに関する運用要領

公益社団法人 熊本県トラック協会

(目的)

第1条 この要領は、「働き方改革」の一環として、トラック運送業界の運転者の労働環境改善のために設置された、貨物集配中の貨物車（以下「車両」という。）のためのトラックベイ（以下「トラックベイ」という。）の適正な運用を目的とする。

(利用制限)

第2条 トラックベイの使用については、原則として、1回の駐車時間を30分程度と定め、他の車両の利用を妨げないこととする。

(利用上の注意)

第3条 使用者は、トラックベイの利用について、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 貨物集配中のみに利用することとし、それ以外の駐車には利用しないこと。
- (2) 駐車枠内に正しく駐車し、他の者の通行及び利用を妨げないこと。
- (3) 駐車規制時間を厳守すること。
- (4) 歩行者、自転車利用者の迷惑にならないよう利用すること。
- (5) 近隣住民の迷惑にならないよう利用すること。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、関係者会議で協議のうえ、公益社団法人熊本県トラック協会長が別に定める。

(附則)

この要領は、熊本市中央区水道町の駐車規制運用開始日令和2年4月1日より適用する。